

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 令和5年9月6日                    | 資料2 |
| 第17回匿名医療情報等の<br>提供に関する専門委員会 |     |

# NDB及びDPCDBの第三者提供手数料の改正について（報告）

保険局医療介護連携政策課  
医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第三者提供の手数料について

## 令和元（2019）年 第三者提供の法定化

- 令和元（2019）年健康保険法等改正により、NDB及びDPCDBの第三者提供制度を導入

## 令和2（2020）年 第三者提供の手数料の導入

- 第三者提供に係る手数料について、平成30（2018）年度の保守運用経費をもとに、1時間当たりNDBは6,100円、DPCDBは4,250円と設定（令和2年10月1日施行）

### 手数料の算出

- 提供申出に係る手数料は、保守運用経費をもとに算出した人件費等を踏まえた時間単位の金額に、作業に要した時間を乗じて得た額である。作業に要した時間とは、申出処理業務（申出書類確認・専門委員会への諮問手続・データの抽出条件の精査等）とデータ抽出業務（SQL作成・テスト実施・結果の検証等）に要した時間となる。
- 国民一般に利益が及ぶような特に重要な研究等の公益性や重要性に鑑み、その利用を促すことが適当であるため、公的機関、厚生労働科学研究費等の研究等については手数料を免除することとしている。

## 令和3（2021）年 NDBの第三者提供の手数料の見直し

- 被保険者番号の履歴を利用した連結の仕組みを創設に伴い、履歴照会・回答システムの手数料を保守運用経費に計上
- 令和2（2020）年度の保守運用経費をもとに、1時間当たり7,700円と設定（令和4年4月1日施行） ※DPCDBは改正なし

# NDBデータの第三者提供の手数料の改定について

## 1. 現状

- NDBデータの第三者提供には、個々の申出に対応する作業量に応じた費用が発生すること、利用者にも受益が発生することを考慮し、利用者は実費相当の手数料を納めなければならないこととしている。
- 現行のNDBデータの提供に係る手数料は、令和2年度NDBの保守運用経費を基に算出しているが、NDBの保有するデータ量及びデータ抽出量が増えることに伴うクラウド利用料の増加等によって保守運用経費が増加し、直近の令和4年度保守運用経費と乖離が生じている。

## 2. 対応

- NDBデータの提供に係る手数料について、直近の令和4年度保守運用経費が増加していることに伴い、見直しを行う。関係政令を改正し、令和5（2023）年11月から見直し後の手数料を適用する。
- データ提供に係る手数料については、毎年度末に保守運用経費の状況を確認し、手数料の積算と保守運用経費との乖離があれば、必要に応じて、手数料の改定を行う運用とする。

# D P Cデータの第三者提供の手数料の改定について

## 1. 現状

- D P Cデータの第三者提供には、個々の申出に対応する作業量に応じた費用が発生すること、利用者にも受益が発生することを考慮し、利用者は実費相当の手数料を納めなければならない。
- 現行のD P Cデータの提供に係る手数料は、平成30年度D P C D Bの保守運用経費をもとに算出しているが、D P C D Bの保有するデータ量及びデータ抽出量が増えることに伴うクラウド利用料の増加等によって保守運用経費が増加し、直近の令和4年度保守運用経費と乖離が生じている。
- また、令和6年4月からは、支払基金等が運用する履歴・照会回答システムを利用してID5を活用した他の医療・介護データ等と連結可能なデータでの提供が開始されることから、当該システムの利用料に関しても手数料に計上する必要がある。

## 2. 対応

- D P Cデータの提供に係る手数料は、直近の令和4年度保守運用経費が増加していること等に伴い、手数料の改定を行う。関係政令を改正し、受益者負担が発生する令和6（2024）年4月から手数料の改定を適用する。
- データ提供に係る手数料については、毎年度末に保守運用経費の状況を確認し、手数料の積算と保守運用経費との乖離があれば、必要に応じて、手数料の改定を行う運用とする。

# H I C 利用の手数料の設定について

## 1. 現行

- 現行の提供申出に係る手数料は、保守運用経費をもとに算出した人件費等を踏まえた「時間単位の金額」に、「作業に要した時間」を乗じて得た額である。
- 「作業に要した時間」とは、申出処理業務（申出書類確認・専門委員会への諮問手続・データの抽出条件の精査等）とデータ抽出業務（SQL 作成・テスト実施・結果の検証等）に要した時間となる。

## 2. 対応

- 本年秋に運用開始するHICでは、利用できるデータはNDBのトライアルデータセット・解析用に特別抽出したデータであり、データ容量は限られている。
- このため、現行のNDBの利用に係る手数料を基本とし、「作業に要した時間」に、環境構築（これまで第三者提供のために媒体で抽出していたデータを、クラウド上の解析環境に配置すること）に要した時間を加えることとする。
- 手数料が原則定額であることを踏まえ、利用期間はオンサイトリサーチセンターと同様、原則6ヶ月とし、審査により延長を認める。
- 来年秋のHIC機能拡充時には、HICの利用方法が抜本的に変わるため、手数料設定の方法は改めて検討する。

(参考) 手数料の計算方法

手数料 = 時間単位の金額 × 作業に要した時間 (延べ) (申出処理業務 + データ抽出業務 + 環境構築)